

指定給水装置工事事業者指定申請書（新規・更新）

向日市長 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 氏名又は名称 〇〇〇〇〇〇〇 印

住 所 〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇番地の〇

代表者氏名 水道 はなこ

TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏名（フリガナ）	氏名（フリガナ）
代表取締役 水道 はなこ	
事業の範囲	水道施設工事の請負、設計、施工及び管理等 管工事に関する工事、施工、設計及び管理等
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水工事の事業を行う 事業所の名称	株式会社〇〇〇〇〇〇
上記事業所の所在地	〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇番地の〇
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
水道 はなこ	第〇〇〇〇〇〇〇号

当該給水区域で給水工事の事業を行う 事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

機 械 器 具 調 書

令和〇年〇〇月〇〇日現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備考
切断用器具	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇台	
	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇個	
加工用器具	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇	
	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇	
接合用器具	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

誓 約 書

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 申 請 者 及 び そ の 役 員 は、
水 道 法 第 2 5 条 の 3 第 1 項 第 3 号 イ か ら ホ ま で の
い ず れ に も 該 当 し な い 者 で あ る こ と を 誓 約 し ま す。

令和〇年〇〇月〇〇日

申請者

住 所 〇〇〇市〇〇〇〇町〇〇〇〇番地の〇

氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇 印

代表者氏名 水道 はなこ

向 日 市 長 様

見本

令和 年 月 日

指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

氏名又は名称

株式会社 水道設備

郵便番号、住所

〒 000 1234

〇〇市〇〇〇町〇〇番地の〇〇

代表者氏名

向日 市太郎

電話番号

000 - 123 - 4567

①指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください）		
休業日：	日曜日、正月3が日	営業日：月～土 修繕対応時間：9時～17時
漏水等修繕対応の可否 （該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能）		
屋内給水装置の修繕	埋設部の修繕	
その他（	漏水時の修繕対応の可否や、その他欄を利用して夜間・休日等の対応などを記入してください。）	
対応工事種別（新設・改造等）		
配水管からの分岐	～ 水道メーター	（新設改造）
水道メーター	～ 宅内給水装置	（新設改造）
その他	責任者の携帯番号等を記入してください。	

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いします。

②給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36 条

見本

法第25 条の8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
向日 市太郎	給水工事振興財団 eーラーニング	令和3年7月20日
向日 市次	自社内研修 OOに関する業務研修	令和4年7月21日
eーランニングで実施した場合、受講修了時に修了年月日が表示されます。その画面をプリントアウトしたものを添付してください。		
自社内研修の場合は申し出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する押印は不要です。		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載して下さい。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。

③過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

見本

水道法施行規則 第36 条

法第25 条の8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

技能を有する者の氏名 （公表対象外）	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか （○×を記入）	資格等を有しているか（○×を記入）		工事年度
			保有している資格等	
向日 市太郎	○	○	講習会修了者	R3
向日 市次	○	○	検定会合格者	R3
向日 市三郎	○	×		R3

資格を有してなくても経験を有していれば記入する。

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載し、写しを添付してください。

- ①水道事業者による講習等の修了により資格を与えられた配管工の証明書
- ②職業能力開発促進法第44 条に規定される配管技能検定合格証書
- ③職業能力開発促進法第24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了証書
- ④給水工事技術振興財団が実施した配管技能検定合格者証

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。